

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会ワーキンググループの運営について

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会開催要綱」第5の規定に基づき、座長は、別紙の構成員をもって機器の廃棄等に関する検討ワーキンググループを置くこととし、運営について以下のとおり決定する。

- 1 ワーキンググループには、主査代理を置くことができる。主査代理は、ワーキンググループ構成員のうちから主査が指名する。
- 2 ワーキンググループは、必要に応じてワーキンググループ構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 ワーキンググループの会合は原則として非公開とするが、会合で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、配付資料については、主査が必要と認める時は非公開とすることができる。
- 4 その他、ワーキンググループの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。
- 5 ワーキンググループの庶務は、総務省自治行政局地域情報政策室において行うものとする。

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会ワーキンググループ構成員名簿

■ 構成員

上原哲太郎 立命館大学情報理工学部教授

塗師 敏男 横浜市総務局ICT担当部長

半田 嘉正 富山県経営管理部情報政策課情報企画監

三輪 信雄 総務省最高情報セキュリティアドバイザー

若杉 健次 港区総務部情報政策課長

■ オブザーバー

総務省サイバーセキュリティ統括官室

※敬称略、五十音順